

議提第3号

被災者生活再建支援制度の抜本的拡充を求める意見書

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び白石市議会会議規則第13条の規定により提出します。

平成30年12月19日

提出者	白石市議会議員	<u>伊藤勝美</u>
賛成者	白石市議会議員	<u>沼倉啓介</u>
〃	〃	<u>平間知一</u>
〃	〃	<u>澁谷政義</u>
〃	〃	<u>山谷清</u>
〃	〃	<u>大野栄光</u>
〃	〃	<u>保科善一郎</u>
〃	〃	<u>佐藤龍彦</u>

白石市議会議長 志村新一郎 殿

## 被災者生活再建支援制度の抜本的拡充を求める意見書

2011年3月の東日本大震災では、把握されている限り少なくとも今なお約5万7千人(2018年9月現在)の被災者が応急仮設やみなし仮設住宅等での生活を余儀なくされており、被災者の生活と生業の再建は道半ばであります。この間にも、今年度の西日本豪雨を初め、毎年のように台風や集中豪雨によって多くの人命が犠牲になり、全半壊などの住宅被害が頻発しております。また、2016年4月の熊本地震や2018年9月の北海道胆振東部地震など激震による災害も発生しております。

被災者の最大の願いは、一日でも早く安心できる住まいや生活空間を得て、日常の暮らしを取り戻すことです。住宅の再建は、一人一人の被災者の生活再建の要であるとともに、地域全体の復興を左右する重要な課題であります。また、住宅再建への支援は、地域への定住を促し、人口流出を防ぎ、地域の活力やコミュニティを保つために不可欠な公共性のある施策です。

被災者生活再建支援法(以下、「支援法」という。)が施行されて20年。この間、2度の改正が行われましたが、2007年度の改正の際の「4年後に制度の拡充に向けて見直す」との付帯決議はいまだに実現しておりません。現在、全壊家屋の再建には最大300万円が支給されていますが、建築資材や人件費等の高騰が自宅再建や住宅確保をさらに困難にしており、500万円への増額は急務です。

自然災害による全半壊の住宅被害はもとより、一部損壊の認定を受けた圧倒多数の被災者からも「支援法」の適用を求める悲鳴があがっております。憲法第25条の生存権や第13条の幸福追求権に基づき、全ての被災者の住宅再建を支え、従来の生活と生業を取り戻すために国による支援が不可欠です。

地球温暖化も影響した異常気象が発生し、地震の活動期に入っている日本では、大規模な自然災害が全国どこにでも起きる可能性があります。よって、「支援法」を初めとした被災者への支援制度を速やかに見直し、下記の事項を実現するよう国に要望します。

### 記

1. 被災者生活再建支援法にもとづく支援金の最高額を、少なくとも500万円に引き上げること。
2. 支援金の支給について、半壊や一部損壊を対象に含めるなど支給対象を拡大すること。また、小規模な自然災害にも支給できるよう適用条件を大幅に緩和すること。
3. 当該支援金の財源について、国の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年12月19日

宮城県白石市議会

内閣総理大臣	安部晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
内閣府特命担当大臣(防災)	山本順三殿
復興大臣	渡辺博道殿